

令和2年2月28日

介護支援専門員実務研修受講者 各位

大阪府福祉部高齢介護室

介護支援専門員実務研修の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症については、国内外で感染事例が確認されており、その感染力の強さが指摘され、全国的に感染拡大防止の対策がなされているところです。

このような状況の下、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡において介護支援専門員資格の更新に係る研修については、研修の延期・中止により本来の資格更新時期を過ぎた場合であっても、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする見解が示されましたが、介護支援専門員実務研修については、研修を修了しなければ介護支援専門員の登録に係る資格を取得することができません。

このため、資格の取得に影響を及ぼすことがないよう、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

○介護支援専門員実務研修(第22回)

感染症予防対策を講じた上で、研修を実施します。

ただし、3月2日から3月20日までに実施を予定していた研修については、日程を変更します。

振替日程については、別途研修実施機関から連絡します。

なお、次回(第23回)の介護支援専門員実務研修修了(概ね令和3年中)まで介護支援専門員資格を取得する必要のない研修受講者について、新型コロナウイルス感染症予防を理由として次回(第23回)の介護支援専門員実務研修への振替も可能です。希望者は各研修実施機関に申し出てください。

【実施される研修受講にあたっての注意事項】

研修受講にあたっては感染の予防対策を下記のとおり行ってください。

- ① 研修受講日は、自宅で検温を実施してください。
発熱がある場合には受講を認められません。日程の振替を申し出てください。
- ② 発熱はなくても風邪症状等がみられる場合は受講を控え、日程の振替を行ってください。
- ③ 演習での飛沫感染を防止するため、必ずマスクを着用してください。
- ④ 会場に設置の手指消毒液により手指の消毒を行ってください。
- ⑤ 石鹸での手洗いの励行(入室時・昼食時等)。
- ⑥ 研修受講中に体調不良となった場合は速やかに研修実施機関に報告の上、日程の振替を行ってください。